

スポーツ振興くじ（第868回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第226号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成28年8月1日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 大東和美

1 スポーツ振興投票の名称

別紙1のとおり

2 スポーツ振興投票券の発売期間

別紙1のとおり

3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地

- (1) 楽天銀行株式会社
東京都品川区東品川4丁目12番3号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (2) 株式会社ジャパンネット銀行
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (3) 株式会社三井住友銀行
東京都千代田区丸の内1丁目1番2号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (4) 住信SBIネット銀行株式会社
東京都港区六本木1丁目6番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- (5) 株式会社じぶん銀行
東京都中央区日本橋1丁目19番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)

4 合致の割合の種類

別紙1のとおり

5 特定指定試合を実施する期日又は期間

別紙1のとおり

6 試合当たり投票種類数

別紙1のとおり

7 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

別紙1のとおり

8 合致の割合の算式において本センターが定める率

別紙1のとおり

9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

別紙1のとおり

10 その他

発売及び払戻しは全国

・スポーツ振興投票の名称

第868回スポーツ振興くじ

・スポーツ振興投票券の発売期間

平成28年8月20日(土)～同年8月27日(土)

・合致の割合の種類

開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) BIG (ビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

6等 開催試合結果数(14)から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(3) BIG1000 (ビッグセン)

1等 10割

2等 開催試合結果数(11)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(11)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

4等 開催試合結果数(11)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(4) mini BIG (ミニビッグ)

1等 10割

2等 開催試合結果数(9)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(9)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(5) toto (トト)

1等 10割

2等 開催試合結果数(13)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

3等 開催試合結果数(13)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(6) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)

1等 10割

(7) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)

1等 10割

(8) toto GOAL3 (トトゴールスリー)

1等 10割

2等 開催試合結果数(6)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・指定試合を実施する期日又は期間

平成28年8月27日(土)及び同年8月28日(日)

・試合当たり投票種類数

- (1) B I G
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (2) 100円B I G
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (3) B I G 1000
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (4) m i n i B I G
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (5) t o t o
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (6) m i n i t o t o A組
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (7) m i n i t o t o B組
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (8) t o t o G O A L 3
1 試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点
「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類

・特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

- (1) B I G (ビッグ)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
- (2) 100円B I G (ヒャクエンビッグ)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
- (3) B I G 1000 (ビッグセン)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム
- (4) m i n i B I G (ミニビッグ)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑦、⑨及び⑩のサッカーチーム
- (5) t o t o (トト)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム
- (6) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
- (7) m i n i t o t o B組 (ミニトト ビークミ)
以下の対象試合のうち、試合No. ⑦～⑪のサッカーチーム
- (8) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)
以下の対象試合のうち、試合No. ①、④及び⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
8/27	①	ボルシア・ドルトムント (ドルト)	FSVマインツ05 (マインツ)
8/27	②	1. FCケルン (ケルン)	SVダルムシュタット (ダルム)
8/27	③	ハンブルガーSV (ハンブル)	FCインゴルシュタット (インゴル)
8/27	④	FCアウグスブルク (アウグス)	VfLヴォルフスブルク (ヴォルフス)
8/27	⑤	アイントラハト・フランクフルト (フランクフル)	シャルケ04 (シャルケ)
8/28	⑥	ボルシア・メンヘングラードバッハ (メン)	バイヤー・レヴァークーゼン (レヴァー)
8/27	⑦	トテナム・ホットスパー (トテナム)	リヴァプール (リヴァプ)
8/27	⑧	チェルシー (チェルシー)	バーンリーFC (バーンリー)
8/27	⑨	レスター・シティ (レスター)	スウォンジー・シティ (スウォンジ)
8/27	⑩	サウザンプトン (サウザン)	サンダーランド (サンダー)
8/27	⑪	ワトフォード (ワトフォ)	アーセナル (アーセナル)
8/27	⑫	エヴァートン (エヴァートン)	ストーク・シティ (ストーク)
8/28	⑬	ハル・シティ (ハルシティ)	マンチェスター・ユナイテッド (マンU)
8/27	⑭	クリスタル・パレス (クリスタル)	AFCボーンマウス (ボーンマウス)

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) B I G

1等	25分の19
2等	100分の9
3等	50分の1
4等	25分の1
5等	25分の1
6等	20分の1

(2) 100円B I G

1等	25分の19
2等	10分の1
3等	25分の1
4等	25分の1
5等	50分の3

(3) B I G 1000

1等	5分の3
2等	20分の3
3等	20分の3
4等	10分の1

(4) m i n i B I G

1等	2分の1
2等	5分の1
3等	10分の3

(5) t o t o

1等	10分の7
2等	20分の3
3等	20分の3

(6) m i n i t o t o A組

1等	1分の1
----	------

(7) m i n i t o t o B組

1等	1分の1
----	------

(8) t o t o G O A L 3

1等	5分の3
2等	5分の2

・ 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

- (1) B I G
一口300円に対し、3億円（加算金のあるときにあつては、6億円）
- (2) 100円B I G
一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあつては、2億円）
- (3) B I G 1 0 0 0
一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあつては、4億円）
- (4) m i n i B I G
一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあつては、4億円）
- (5) t o t o
一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあつては、5億円）
- (6) m i n i t o t o A組
一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあつては、2億円）
- (7) m i n i t o t o B組
一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあつては、2億円）
- (8) t o t o G O A L 3
一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあつては、2億円）